

「第三者評価制度」をご存知ですか？

いざ福祉サービスが必要となったときに、どの事業所や施設が自分にとって良いのか等、自ら選ぶのはとても難しいものです。サービスを受ける前に十分確認してと言われても、何を確認すればいいのか、どうやって調べればいいのか、どの情報をあてにすればいいのかなど、悩んでしまうのではないのでしょうか。

長崎県福祉サービス第三者評価制度では、「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質（サービスを提供する組織体制や仕組みなど）はどのような状態にあるのか」など、利用者の皆さんがサービスを選択する際の目安となったり、県民の皆さんが事業所の内容を把握したりすることが可能となるように、受審事業所の評価結果が公表されています。

対象サービス

高齢分野

地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護） 養護老人ホーム 軽費老人ホーム

児童分野

乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 保育所 児童館

障害分野

障害児施設（知的障害児施設・知的障害児通園施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設） 知的障害者援護施設（知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉ホーム） 身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設・身体障害者授産施設・身体障害者療護施設・身体障害者福祉ホーム）

特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワークせいわ

所在地

〒840-0015 佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号

TEL 0952-41-6522

FAX 0952-41-6524

E-mail info@npo-seiwa.or.jp

URL <http://www.npo-seiwa.or.jp>

評価調査業務を通して、福祉サービスの質の向上に寄与します。